

# 腕時計修理規約（法人用）

## 第1条 本規約の適用範囲及び変更

- 1 本規約は、法人のお客様と弊社（株式会社アキサカ）との間の腕時計修理契約に適用されます。
- 2 弊社は、本規約の内容をお客様に予告無く追加、削除及び変更させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。
- 3 お客様は、腕時計の修理依頼に際しては、本規約をご確認いただき、ご理解、ご同意いただきますようお願いいたします。
- 4 個別契約において、本契約と異なる事項を定めた場合は個別契約を優先いたします。

## 第2条 修理等の対象範囲外

以下の場合には、修理ないし修理保証対象外のものとして修理をお断りすることがあります。

- ① 修理部品調達が困難ないし不可能であると弊社が判断した場合。
- ② コピー品、改造品であると弊社が判断した場合。
- ③ 弊社にて正規品か否かの判断ができない場合。
- ④ 腕時計に宝石等が付けられている場合。

## 第3条 修理契約の成立

- 1 弊社は、お客様に対し、お客様から修理品を郵送にてお預かりした後、遅滞なく、お見積もり修理金額を記載した修理依頼票を発行します。
- 2 お客様が修理依頼票記載の修理を依頼する場合、同依頼票に修理の進行を依頼する旨の記載をしていただき、弊社に発信していただきます。弊社が同依頼票を受領した時点で、弊社との間で修理契約が成立します。

## 第4条 修理料金

- 1 修理料金は、次条の方法により決定し、修理依頼票に記載された金額とします。
- 2 修理依頼票に記載していない追加料金が発生する場合は、弊社よりお客様に連絡し、お客様の同意をいただいた上で修理料金を変更するものとします。

## 第5条 修理料金の決定方法

- 1 修理料金は、アンティーク時計である場合など個別のお見積りが必要となる場合を除き、修理料金表（弊社における標準的な修理料金を記載した表をいいます。）を目安として決定します。なお、外装部品代、内装部品代及び第10条3項に定める配送料は修理料金表記載の金額に含まれておりません。また、消費税も含まれておりません。
- 2 アンティーク時計、修理料金表に記載のないブランド、その他の理由により、個別のお見積りが必要な修理品については、修理品が弊社に到着した後、5営業日以内にお見積りいたします。ただし、部品調達が必要な場合などには、お見積り期間を延長することがございます。

## 第6条 有料見積り料金の発生

- 1 修理作業に着手した後、お客様の都合により修理のご依頼をキャンセルされる場合、『有料見積り料金』として、一律4,800円（税別）をお支払いいただきます。
- 2 ごくまれに分解掃除中や洗浄の後でないで修理箇所が発見されない場合がございます。修理契約成立により修理を開始した後に新たな修理箇所が発見された場合、速やかに修理作業を中止し追加部品等の料金をご連絡いたします。このご連絡後に修理契約をキャンセルする場合であっても、『有料見積り料金』として、一律4,800円（税別）をお支払いいただきます。

## 第7条 見積り有効期限等

- 1 修理契約成立前に修理依頼を撤回された場合又は修理依頼票を発行した日から1ヶ月が経過してもご連絡が無い場合は、同票記載の修理金額見積りは無効とし、修理品を返却いたします。
- 2 修理契約成立後、第3条1項に基づく修理依頼票に記載されていない追加部品等の料金が発生し、当該追加部品等の料金をご連絡した日から1ヶ月が経過してもご連絡がない場合は、修理契約は解除されたものとして、修理品を返却いたします。その場合、第6条に定める『有料見積り料金』をお支払いいただきます。
- 3 前各項における返却については、配送物が宛先不明等により不着となった場合であっても、修理依頼時にお客様から届け出いただいた住所にあてて発送したことをもって、お客様へ返却したものといたします。

## 第8条 修理料金の支払方法

- 1 お客様は、修理料金を以下の方法により弊社に対してお支払いいただきます。
  - (1) 修理料金は、月末締め翌月末払いの方法にて、1ヶ月ごとに、弊社の指定する口座へ振込送金する方法によりお支払い願います。
  - (2) 弊社は、お客様に対し、月初めから4営業日以内に、前月1日より前月末日までに発生した修理料金につき請求書を発行いたします。
- 2 振込手数料は、お客様にてご負担願います。
- 3 過去にお支払いの遅延、金額違いなどが発生したことがあるお客様に対しては、弊社の判断により、決済方法を修理完了品発送都度の代金引換に変更させていただく場合がございます。

## 第9条 修理期間の目安

長期連休明けの混雑時期を除いて、修理契約成立後15営業日（約3週間）を目安納期とさせていただきます。ただし、実際の納品にあたっては、部品調達に必要な日数などにより、3ヶ月以上の期間が必要となる場合がございます。また、配送業者の事情で納品が遅延する場合もございます。

## 第10条 修理完了品の納品

- 1 修理完了品は、配送業者によって納品します。

- 2 お客様、弊社間の物流は「お客様からの発送費用はお客様負担、弊社からの発送費用は弊社負担」にてお願いいたします。
- 3 修理完了品の問題（大きさ、重量、性質、納品経路等）やお客様のご希望により、特別な配送料が発生する場合には、弊社はお客様に当該配送にかかる配送料全額を請求できるものとします。
- 4 弊社は、弊社の故意又は重過失以外の理由によりお客様への修理完了品の納品が遅延したことによるお客様の直接的及び間接的損害については、一切の責任を負わないものといたします。
- 5 修理品、修理完了品の配送は日本国内のみといたします。

## 第11条 検収及び修理完了品の不具合

- 1 お客様は、修理完了品到着後、直ちに修理内容を確認するとともに、修理に関連した破損、瑕疵、品違い等（以下「不具合」といいます。）の有無を確認し、不具合を発見した場合には、弊社に対し、書面により通知し、修理完了品をその状態のまま保管するものといたします。
- 2 弊社が、修理完了日から12ヶ月以内（以下「保証期間」といいます。）に、修理に関連した不具合が存在していたことを確認できた場合、弊社は、再修理により対応いたします。ただし、再修理による対応が出来ない場合には、金銭で補償するものとし、その金額は、修理完了品の不具合を届け出た時点における修理完了品の残存価値又は同時点において市場で販売されている同程度の時計の修理料金のいずれか低い金額によるものとします。

## 第12条 修理後に再度故障した際の保証

- 1 修理完了日から保証期間内に、修理内容と同一箇所において同一の故障が生じたと弊社が判断した場合（故障の有無は弊社の品質出荷規格に照らし判断します。）には、次項に定める場合を除き、無償にて修理保証を行います。ただし、修理するにあたり、修理保証期間を個別に設定した場合（アンティーク時計など）には、修理保証期間はその設定内容によります。
- 2 以下の場合には修理保証期間内であっても有償による修理となり、特別な規定がある場合を除き、新規の修理契約と同様に扱います。
  - ① ご使用方法が不適当な為に生じた故障であると弊社が判断した場合。
  - ② 弊社での修理を証明する修理伝票等を紛失された場合。
  - ③ 落下や衝撃などによる故障であると弊社が判断した場合。
  - ④ 弊社の使用する計測機器にて数値として異常を確認できない場合。
  - ⑤ 天変地異により生じた故障であると弊社が判断した場合。
  - ⑥ その他、弊社の修理とは関係なく生じたであると弊社が判断した場合。
- 3 修理保証の際に必要な部品代については、無償修理保証の場合でもご請求いたします。

## 第13条 修理品等の保管期間・所有権放棄

修理契約成立後、修理品、修理完了品等（以下「修理品等」といいます。）を弊社の修理作業のため保管する以外の理由によって、弊社にて保管する期間は、弊社に修理品が到着した日から1年が経過する日までといたします。この期間を経過しても修理品等を引取りに来られない場合は、お客様は修理品等の所有権を放棄したものとみなし、弊社にて処分することに同意するものといたします。また、この場合には、お客様は、弊社に対し、当該修理品等につき、処分までに発生した通信費、保管費用、処分費用その他当該修理品等につき修理契約に関し生じた一切の費用を支払うものといたします。

## 第14条 防水保証

- 1 弊社は、防水機能を備えた修理品について、次項に定める場合を除き、エアー加圧による簡易防水試験による防水保証を行います。確実な防水保証をご要望される場合は、メーカーにご相談いただくようお願いいたします。
- 2 アンティーク時計の防水機能の衰えは、ガラス（風防）、リューズ、裏蓋などの経年劣化が原因によるものであり、修理によって本来の防水性能を維持することが難しいため、アンティーク時計の防水保証はいたしません。

## 第15条 交換部品

修理の際に交換した古い部品につきましては、原則としてご返却いたしません。

## 第16条 真贋

弊社はブランドホルダーではないため、ブランド品の真贋についてはお答えいたしません。

## 第17条 個人情報の管理

お客様による本規約の利用に関連して当社が知り得るお客様の情報の管理および取り扱いについては、弊社が別途定める個人情報保護方針によるものとします。

株式会社アキサカ個人情報保護方針：<http://www.akisaka.co.jp/privacy/privacy.html>

## 第18条 暴力団等反社会的勢力の排除

お客様は、以下に定める事項を確約していただきます。本条に違反する場合、弊社は修理契約を解除させていただくことがあります。

- 1 暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではなく、過去に反社会的勢力であったこともございません。
- 2 業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が反社会的勢力ではございません。
- 3 反社会的勢力に自ら又は第三者の名義を利用させ、契約を締結いたしません。
- 4 契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次のような行為をいたしません。
  - (1) 弊社に対する暴力行為、脅迫的な言動
  - (2) 威圧行為や偽計を用いて弊社の業務を妨害又は信用を落とす行為

- 5 前1, 2, 3, 4項該当性の判断のために調査を要する場合、その調査に協力しこれに必要と判断する資料を提出いたします。

## 第19条 禁止事項

お客様、弊社双方ともに以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1 犯罪行為、公序良俗に反する行為、その他法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為。
- 2 お互いの運営、営業を妨げる行為、またはそのおそれのある行為。
- 3 お互い又は第三者の信用を毀損する行為、迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそのおそれのある行為。
- 4 第三者の個人情報もしくは虚偽の情報を不正使用して本規約を利用する行為。
- 5 その他、お互いが不相当と判断する行為。

## 第20条 契約の解除

修理契約成立後、お客様と弊社の双方又は一方が本規約に違反をし、改善依頼をしても、相当期間内に改善されない場合には、お客様又は弊社は、相手方に対し、修理契約を解除することができるものとします。

## 第21条 損害賠償

- 1 弊社が修理契約について負う責任は、弊社の故意・重過失に基づく場合以外、本規約に定める内容に限られるものとします。
- 2 修理契約に関し、弊社がお客様に対して損害賠償責任を負う場合であっても、弊社の責任は修理品等の価値に相当する金額を上限とします。なお、修理品等の価値は、損害発生時における残存価値又は損害発生時に市場で販売されている同程度の時計の修理料金いずれか低い金額とします。

## 第22条 その他

- 1 本規約の成立、効力、履行および解釈については、日本法を準拠法とします。
- 2 本規約のご利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、お客様と弊社は、双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
- 3 本規約の利用に関して訴訟の必要が発生した場合には、訴額の如何に関わらず東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第23条 各種お問い合わせ

- 1 お問い合わせ先
  - ① 弊社へのお問い合わせ先は、以下の宛先にお問い合わせ致します。
  - ② 電話番号：047-320-4822
  - ③ FAX：047-320-4824
  - ④ 電子メール：[akisaka-repair@akisaka.co.jp](mailto:akisaka-repair@akisaka.co.jp)

2 弊社営業日、営業時間

- ① 営業日に関しては、別途定める弊社年間カレンダーによります。
- ② 営業時間は、9:00～17:30 となります。

2015.3.10 株式会社アキサカ

以上